

近世後期における下総台地西部村落の地域環境と生業：下総国葛飾郡藤原新田の松喰虫喰い荒らし一件を通して

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

2

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2002-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002874>

近世後期における下総台地西部村落の地域環境と生業

—下総国葛飾郡藤原新田の松喰虫喰い荒らし一件を通して—

根崎 光男

はじめに

近世の農民は、その居住地域が有している地理・政治・経済・文化などの条件に規定されながら生業に従事し、生活を営んでいた。生業の中心は農業であり、一般に平野部の低湿地帯では米作中心、台地村落では畑作中心の農業が展開された。しかし、近世の農業経営形態は地域によってさまざまであり、海川付きの村落では漁業との兼業が多くみられ、また山付きの村落では山稼ぎとの兼業が一般的な姿であったといつてよい。その意味で、地域環境と生業とは不可分の関係にあり、これに市場などの作用が働いてその地域特有の生業を育んでいた。

本稿で対象とする下総台地は、千葉県の中部以北、利根川まで、西は東京湾岸から東は太平洋沿岸にまたがる台地で、南部の上総台地と連なっている。現在、台地には畑地と平地林とが混在して広がっているが、畑地の多くは近世・近代の開墾で開発されたものであった。この台地表面には諸方から浸食谷が枝葉状に伸びて谷津田が形成され、この地域の景観の特色となっている。台地の面積約一九〇〇平方キロメートルのうちの一五パーセントは谷津田だが、残りの八五パーセントは火山灰が降り積もった、いわゆる関東ローム層の台地面である。

近世社会のもとで開発された下総台地村落では、畑作を中心とした農業を主体としていたが、その細部をみていくと地域によってさまざまな生業の組み立てを行い、畑作物だけでは生計を維持できない村落もあった。たとえば、検地によって畑地として高請けされながら、畑作物の栽培に適さず、植林して薪・炭などの林産物を生産し、

これを生業の中心としていた村落も少なからずあった。

そうした村落の一つに下総国葛飾郡藤原新田がある。近世後期になると、この村にも質屋・米穀販売・酒醬油小売などの諸稼ぎに従事する農民が散見できるようになるが、生計の中心は林産物の生産に依存しているのが実態であった。この村が大都市江戸に海路六里と近かつたこと、また下総行徳の塩業地に陸路二里と隣接していたことなどが新生産中心の生業を可能たらしめていたが、文化年間にはじまる松喰虫の異常発生によって生業を脅かされるようになった。

本稿では、藤原新田の農民が松喰虫の異常発生による生業の危機に直面して、それをどのように克服していったのかを領主や農民の動向を追いながら考察していきたい。松喰虫の発生自体は自然災害だが、これにかかわって人の側がどのように動き、この問題に対応していったのかを見極めていきたいと思う。この問題は農民の生業維持への取り組みやそれへの領主の対応を浮き彫りにしており、生業の持続性の観点からもきわめて示唆に富む事例と考えられる。またこの問題の克服過程で、村内ではさまざまな騒動を誘発し、農村復興が単に松喰虫の被害から立ち直るばかりでなく、村内融和の問題も重要なテーマであったことも視野に入れて考察していきたい。

一 地域環境と農村の疲弊

(一) 下総台地の開発

近世に入ると、下総地域は総城下町江戸の後背地として幕府の重要施設が位置づいた。下総台地には小金牧や佐倉牧といった幕府の直轄

牧が設定されたほか、下総一國全体が幕府鷹場にも指定され、下総船橋地域は幕府の大簡稽古場ともなっていた。また江戸への出入口となる江戸川沿いには、水戸道中に金町・松戸関所、佐倉道に小岩・市川関所が置かれ、厳重な取締り体制が敷かれていた。このほかにも、下総地域は江戸に隣接したことで、生活物資の供給地としても重要な役割をになっていた。

一方、下総国内では近世前期より台地部や臨海部で大規模な開発が進んだ。特に、直轄牧の一部では近世を通じて新田開発が進められ、多くの近世村落が成立していった。下総台地の開発が歴史的にどのような進捗したのかを見極めるのはむずかしいが、江戸内湾の台地西部や北部の利根川沿いでは寛文・延宝検地によって多くの新田村落が成立したことがわかっている。下総国の近世中期以降の石高は、一八世紀初頭の『元禄郷帳』ではおよそ五六万八千三百二十石（二四八六か村）であつたものが、一九世紀前半の『天保郷帳』ではおよそ六八万一〇六十三石（一六二三か村）へと推移し、この一三〇年の間におよそ一十一万石増加し、二〇パーセントの伸びを示した。この石高の増加は生産力の向上によるだけでなく、その大部分は新田開発によってもたらされたものであろう。このことから、下総台地の開発は寛文・延宝期と享保改革期、それに文化・文政期を画期として進んだのではないかと推定される。

たとえば、文政四年（一八二二）正月、下総・上総両国の幕領を支配した竹垣庄蔵が郷村引渡しに際して山田茂左衛門・大草四郎右衛門に宛てた「申送書」³には、下総台地の一部が開発の真つ只中にあつたことが記され、「下総国六方野之内、新開之儀元郡代役所江相願、吟味之上反別四百四拾八町三反壹畝廿六歩之内九拾壹町八反八畝廿五歩、往還道敷其外田畑道代引三相互、殘反別三百五拾六町四反三畝歩新開場二被仰付、右之内百拾八町歩者去ル亥（文化一二年）と卯（文政二年）迄五ヶ年、二百三拾八町四反三畝歩者去ル亥と巳（文政四年）迄七ヶ年鑑下」とあり、広大な土地の開発が進行していた。その際には往還道や農道も整備され、開発時の状況を示している。また同じ時期

に下総国千葉郡長沼新田内の野錢場の一部も開発が行われ、その際には「反別五町壹反七畝九歩之内、壹町貳反九畝九歩者畑圃土手作場道代等二引之、殘三町八反八畝歩、此内三町八七歩者畑方二開発、八反歩者畑圃風除林畑二相仕立、御高入二相成候上ハ納来候野錢免除之積二候処、年季中開発不行届、追々年延之上去ル丑（文化一四年）と巳（文政四年）迄五ヶ年鑑下年延申付置候」とあり、この一帯の畑地開発には開発した畑を囲う防風林（この防風林は林畑として位付けされ、木が植えられたが年貢上納の義務を負った）の造成を伴っていた。砂塵による作物の被害を防止するための措置が開発の時点から講じられていたのである。

（二）藤原新田の生業基盤

前述したように、下総台地には幕府の馬牧が設定されていた。そのうち台地西部の小金牧付近の原野は寛文期から延宝期にかけて新田開発が進み、数か村の新田村落が成立した。その一つに下総国葛飾郡藤原新田（現船橋市藤原町）がある。藤原新田は行徳から木下に通ずる木下街道沿いの村落であり、村落成立時より幕末まで幕府直轄領であった。村から一里余の距離には船橋宿・八幡町・鎌ヶ谷宿などの宿場があり、二里余隔てたところには行徳の塩業地があつた。そして江戸までの距離は海路六里、陸路七里であつた。

延宝三年（一六七五）九月、幕府代官伊奈左門忠利の検地を受け、藤原新田は村高六六五石九升三合の規模をもつ新田村落として成立した。その後、延宝七年、寛延三年（一七五〇）、安永二年（一七七三）の検地によって石高を増やして七〇四石五斗六升九合の村高となり、幕末にいたつた。この石高の田畑ごとの等級反別は第1表に示した通り、田方は土地全体の二パーセントを占めるだけで、そのほとんどは畑方であつた。その畑方のなかでも下畑と位置づけられた畑地が全体の九七パーセントを占めていた。つまり、藤原新田農民の生計は畑方の生産に依存していたのである。

宝暦一〇年（一七六〇）一二月の村明細帳⁴によると、土質は下田が

第1表 地目構成と反別

年 代	延宝3年(1675)		延宝7年		寛延3年(1750)		安永2年(1773)		計
等級\反別・石盛	反 別	石盛	反 別	石盛	反 別	石盛	反 別	石盛	
	町反畝歩		町反畝歩		町反畝歩		反畝歩		町反畝歩
下 田	2.8.0.00	7							2.8.0.00
下 畑	127.9.3.28	5	3.3.1.05	5	3.6.6.12	5			134.9.1.15
下々畑					9.1.1.8	4			9.1.1.8
林 畑					3.0.2.1	2			3.0.2.1
新 畑							3.2.0.0	1	3.2.0.0
屋 敷	8.2.2.4	7							8.2.2.4
計	131.5.6.22		3.3.1.05		4.8.8.21		3.2.0.0		140.0.8.18

(注) 延宝3年に開発された下田2町8反歩のうち、1町3反歩は元文3年(1738)に畑成となっている。検地帳や年貢割付状より作成。

「けとう土」、下畑が「黒野土」と記され、生産性の低い土地であった。作物については「当村之儀野土輕御座候故、粟・稗計作り申候、其外作物土地合不申候間一切作不申候、野土輕御座候故、寒氣強、霜も柱四五寸程穿立申候間、寒ニまけ麦作年々拔、実入悪數難儀仕候」と記され、土質が悪いため作付けに苦慮していた。それでも土質に見合った作物を栽培し、環境に適応させていた。享和三年(一八〇三)閏正月の銘細帳では、土質を「村内一鉢平地打ひらき候場所ニ而土征之儀ハ赤土交り之野土ニ御座候」と説明している。また田の稲種については「田之義ハ少く畑勝ニ而稲草之義ハ晩稲を多く作り、種類ハ奥海老・本奎ニ而唐穂子勝ニ御座候」と記し、畑作物については「五穀之外多く作り出し候品、瓜・西瓜・大根之義多く作り、行徳ニ而売捌、江戸表江も相廻し申候」と説明されている。畑地では五穀・瓜・西瓜・大根などが作付けされ、行徳や江戸に出

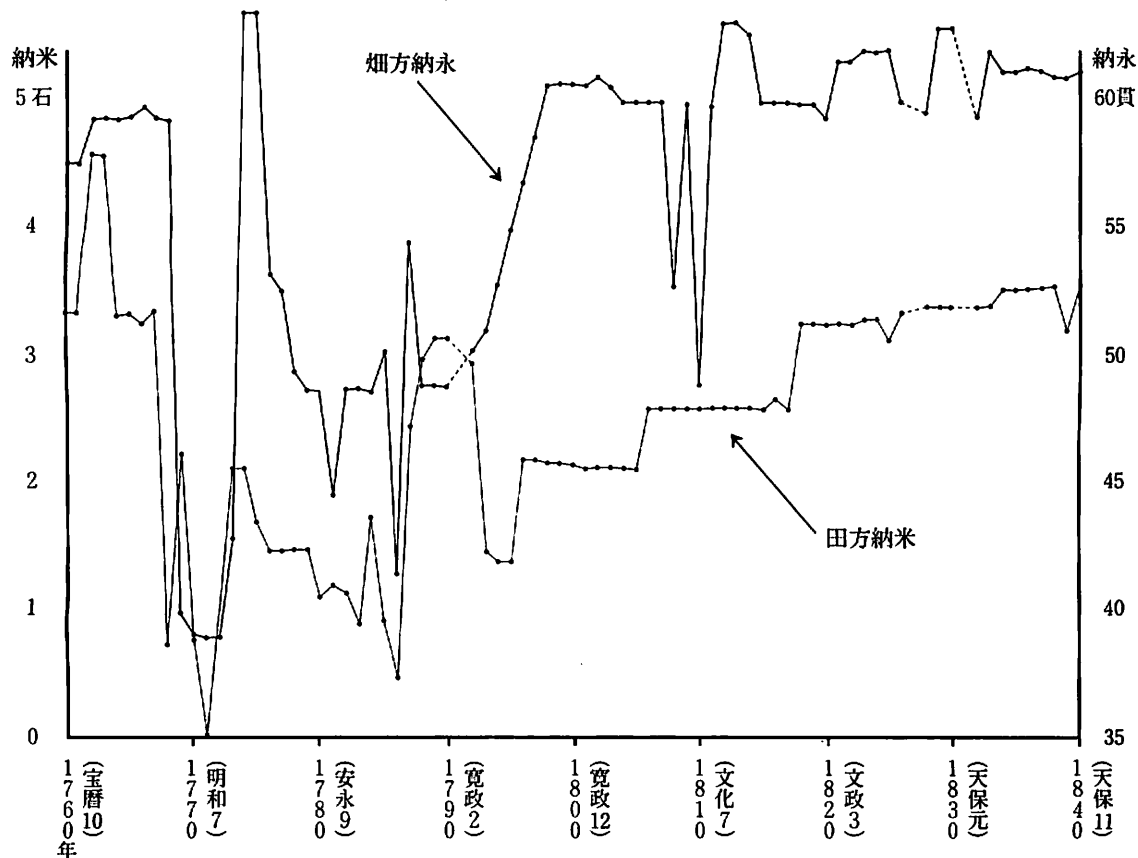
荷していた。

このように述べてくると、畑作物生産主体の農業村落を想像してしまいが、実態はそうではなかった。土質の劣悪な農業環境のもとで、畑方の大部分では作物が実らなかった。そうした事情は、「作付場所之儀者往古より纔宛所持ニ而、農業之間二者日雇稼、亦者老衰之者給菓子等商内、当日相凌罷在」と説明され、畑作物の生産だけでは生活が維持できず、日雇いや老人まで駆り出して給菓子売りに従事させるなどして現金収入を得ていた。しかし、いかなる状況であれ、農民は生計を維持しなければならず、田畑には年貢も賦課されていた。このため、耕地の大部分を占めた下畑の多くには「無是非松木植付、枝葉伐採、売捌」というのが実態であり、この売却代金の一部を「御年貢之引当」としてきたのである。宝暦一〇年(一七六〇)の明細帳にも「当村御年貢支度之儀ハ、年中男ハ萱苧取、松葉とり、塩浜式里附送り、御年貢支度并渡世仕候、女ハ下くすきケリ(草かり)薪仕候、其外之稼一切無御座候」とあり、下畑に植えた松の枝葉を薪として行徳塩浜に出荷した稼ぎで年貢を納入していたのである。

この薪は塩を結晶させる塩甕の燃料として用いられた。宮崎安貞が著した『農業全書』には「塩を焚く薪に松の枝葉にこゆる物なし」と記され、松の枝葉は塩釜燃料として最適だったと述べられている。しかし、これとはまったく異なった見解もあり、かつて幕府代官を勤めた小宮山奎進が明和六年(一七六九)八月に記した「塩浜由緒書写」には「塩焼立候ニ松葉ハ下直ニ当り候へ共、塩之出来方あしく色も黒く罷成、各別下品ニ而塩之利目薄く御座候、萱木ニ而焼立候得者格別塩之出来方宜敷御座候、然共萱木ハ直高ニ御座候」とあって、塩釜燃料としては松葉は不適であったが、値段が安価だったため利用していたという。ここでは萱木が適していたと述べている。

文化一三年(一八一六)一〇月の記録によれば、藤原新田では下畑一三二町歩余(これには寛延三年開発分の下畑が含まれていない)のうち、その七七パーセントに当たる一〇一町歩余に松木が植えられ、残る約三〇町歩に農作物が作付けされていた。村人の生活がいかに薪

第1図 年貢納入量の推移



(注) 各年の年貢皆済目録より作成。点線部分は年貢皆済目録が存在せず不明。

生産に依存していたかがわかるだろう。大都市江戸や行徳塩業地などの市場に比較的近かったことが藤原新田の山荷物の生産を支えていたのである。

(三) 農村の疲弊と領主の農村復興対策

藤原新田における生業経営は必ずしも安定的なものではなかった。明和期から寛政期にかけての相次ぐ自然災害は、田畑経営を困難なものとした。まずこの期の年貢納入状況を第1図によって確認しておこう。享保改革における年貢増徴政策によって、享保末期の自然災害による若干の減収を除いて、順調に上昇していった年貢納入量は延享期(一七四四―一八)を頂点として、明和期(一七六四―一七二)から急激に落ち込んだ。特に、明和五年からの相次ぐ自然災害により荒地が増え、ほとんど復興の機会を与えなかった。このような年貢納入量の低落傾向は寛政末期まで続いた。このなかで、村では麦種代などの拝借を通じて復興につとめたが、却って拝借金(返納が農民を苦しめていった。このため、領主は取りあえず年貢の減免に依るざるをえなかった。明和六年からの五年間、畑方の納米が急激に落ち込んでいるのは、「荒畑減永、丑巳迄五ヶ年免除」措置によるもので、一年当たり畑方永二〇貫五一四文二分を差し引いた。また安永五年(一七七六)から長期にわたって低落傾向に陥っているのは、「当申(安永五年)と巳(天明五年)迄拾ヶ年荒畑引」によるものであり、その対象となった下畑の荒畑反別は二五町六反歩に及び、これにより納米一〇貫二四文四分が差し引かれた。しかし、こうした措置も功を奏せず、再び天明七年(一七八七)から寛政三年(一七九二)まで荒畑二二三町八反一八歩の減免に応じた。田方を含めた減免反別は第2表に示した通りである。田方は下田総反別一町五反歩、畑方は下畑総反別一三二町二反五畝三步であり、その被害は日照りや水害などに

よつてもたらされていた。なかでも明和八年には下田が不作のため全滅し、被害の深刻さを際立たせている。

このなかで、領主は寛政四年（一七九二）から荒畑の起返しを奨励し、年貢減免によつて下支えしながら農村復興に着手していった。対象となった荒畑はそれまで年貢減免に応じた二三町八反一八歩であり、これを五年かけて起返しすることで、藤原新田を支援した。その方法は「当子辰迄五ヶ年二割合、壹ヶ年二四町七反六畝三步ツ、起返、御年貢之儀起返候年式ヶ年宛御下御免、三ヶ年目本免御年貢上納」というものであり、一年当たりの起返し分については二年間のみ年貢を免除し、三年目から年貢を賦課することで、畑方の復興を支援したのである。このことで、寛政末期以降、文化五年（一八〇八）と同七年を除いて（文化五年は畑方の納永七貫文、同七年には一〇貫五〇〇

第2表 年貢引反別の推移

年 代	田 方	畑 方	備 考
明和5年 (1768)	町8反畝歩	町反畝歩	付荒引
明和6年 (1769)	5. 0. 0.	年貢永免除 20貫514文2分	付荒引
明和7年 (1770)	9. 5. 0.		早損引
明和8年 (1771)	1. 5. 0. 0.		不作引
安永元年 (1772)	7. 5. 0.		不作引
安永2年 (1773)	5. 3. 0.		水損引
安永5年 (1776)	3. 1. 15.	25. 6. 0. 0.	付荒引
安永6年 (1777)	4. 0. 15.	25. 6. 0. 0.	付荒引
安永7年 (1778)	3. 7. 15.	25. 6. 0. 0.	付荒引
安永8年 (1779)	3. 6. 0.	25. 6. 0. 0.	付荒引
安永9年 (1780)	2. 9. 0.	25. 6. 0. 0.	付荒引
天明元年 (1781)	3. 1. 15.	25. 6. 0. 0.	付荒引
天明2年 (1782)	2. 1. 15.	25. 6. 0. 0.	不作引
天明3年 (1783)	3. 4. 15.	25. 6. 0. 0.	水損引
天明4年 (1784)	1. 2. 0.	25. 6. 0. 0.	付荒引
天明5年 (1785)	6. 3. 0.	25. 6. 0. 0.	不作引
天明6年 (1786)	(約1町歩)	(約50町歩)	水損引
天明7年 (1787)		23. 8. 0. 18.	荒畑引
天明8年 (1788)		23. 8. 0. 18.	荒畑引
寛政元年 (1789)		23. 8. 0. 18.	荒畑引
寛政2年 (1790)		23. 8. 0. 18.	荒畑引
寛政3年 (1791)		23. 8. 0. 18.	荒畑引
寛政4年 (1792)	6. 0. 15.		付荒引
寛政5年 (1793)	2. 6. 15.		皆無引
寛政6年 (1794)	2. 6. 15.	19. 0. 4. 18.	皆無引
寛政7年 (1795)	4. 4. 15.	14. 2. 8. 18.	荒畑引
寛政8年 (1796)		9. 5. 2. 18.	荒畑引
寛政9年 (1797)		4. 7. 6. 18.	荒畑引

(注) 各年の年貢割付状より作成。

に記録した各年の人口をまとめたものだが、これでは一年内の詳細な人口の動きをうかがい知れないので、領主の人口増殖などの農村復興政策を視野に入れながら人口の動向を探っていきたい。

明和期以降の自然災害による連年の凶作及び天明の飢饉による農村荒廃、さらには宝暦・明和以来の農村保護育成政策の欠如による農村人口の都市への流入及び潰百姓・離村百姓の増大、それに伴う荒地・手余り地の増大などの危機的状況に直面し、幕府は天明八年以降、離村百姓や貧農などに対して、農具代・夫食代などを与え、農村への復帰及び安定的な農業経営への助成を行い、帰農を奨励した。次いで、寛政元年（二月）には夫食代・農具代・種初代の給付・拝借とその返納の年賦猶予令をはじめ、寛政二年（十一月）、同三年（二月）、同五年（四月）

文が年貢から差し引かれていた、年貢収納の面からはほぼ立ち直ったようにみえる。

藤原新田の疲弊状況は、年貢収納の落ち込みや荒地の増大といった側面からばかりでなく、村内人口の推移からも窺える。そこで、近世後期における藤原新田の人口の動向を示したのが第3表である。

第3表 藤原新田の人口の推移

年 代	家数	人口	男	女
宝暦10年 (1760)	42	181	101	80
安永8年 (1779)	47	224	114	110
寛政12年 (1800)	49	221	118	103
享和3年 (1803)	49	219	122	97
文化13年 (1816)	45	—	—	—
文化14年 (1817)	48	226	123	103
文政10年 (1827)	48	243	—	—
文政11年 (1828)	46	—	—	—
天保9年 (1838)	50	292	145	147
天保13年 (1842)	50	—	—	—

(注) 各年の村明細帳などにより作成。

第4表 荒畑所持者への手当金の支給

年代	寛政3年(1791)8月					寛政5年1月		
名前\項目	家作代	起返反別	夫食代	農具代	計	開発賃代	家道具代	計
中山村庄 兵衛	1両2分	3反歩	1分2朱	1分	2両 分 2朱	両1分 朱	2分	両3分 朱
北方村七左衛門	1. 2.	3.	1. 2.	1.	2. 0. 2.	2. 2.	2.	1. 0. 2.
北方村久 兵衛	1. 2.	1.	2.	1.	1. 3. 2.	1. 2.	2.	3. 2.
北方村利右衛門	1. 2.	2.	1. 0.	1.	2. 0. 0.	2. 0.	2.	1. 0. 0.
鬼越村久右衛門	1. 2.	2.	1. 0.		1. 3. 0.			
山野村伊右衛門	1. 2.	6.	3. 0.	1.	2. 2. 0.	1. 0. 0.	2.	1. 2. 0.
山野村庄 兵衛	1. 2.	2.	1. 0.		1. 3. 0.	2. 2.	2.	1. 0. 2.
本郷村佐右衛門	1. 2.	2.	1. 0.	1.	2. 0. 0.	3. 0.	2.	1. 1. 0.
政右衛門	1. 2.	2.	1. 0.		1. 3. 0.	3. 0.	2.	1. 1. 0.
新左衛門	1. 2.				1. 2. 0.	2. 0.	2.	1. 0. 0.
吉左衛門	1. 2.				1. 2. 0.		2.	2.
忠 七	1. 2.				1. 2. 0.			
水吞 伝八	1. 2.				1. 2. 0.			
半右衛門		2.	1. 0.		1. 0.	2. 0.	2.	1. 0. 0.
徳左衛門		1.	2.	1.	1. 2.			
庄左衛門		1.	2.	1.	1. 2.			
政右衛門		2.	1. 0.		1. 0.			
市右衛門		1.	2.		2.			
政右衛門		1.	2.		2.			
徳 兵衛							2.	2. 0.
甚 兵衛							2.	2. 0.
与 七							2.	2. 0.
源 四 郎							2.	2. 0.
久 四 郎						1. 0.		1. 0.
勘右衛門						2. 0.		2. 0.
惣 八						1. 0.		1. 0.
栄 六							2.	2. 0.
長 八							2.	2. 0.
清左衛門							2.	2. 0.
市左衛門							2.	2. 0.
計	19両2分	3町1反歩	3両3分2朱	2両	25両1分2朱	6両3分2朱	9両2分	16両1分2朱

(注) 寛政3年8月「御手当金払出シ覚帳」より作成。

第5表 入百姓・引戻百姓への荒地起返手当金の支給

形態	名前	身代金立替金	家作代	農具鍋釜代	夫食代	計	家族構成
引戻百姓	勘左衛門	2両2分	両 分	1分2朱	1両2分	4両1分2朱	本人・妻・娘1
引戻百姓	源 四 郎	1. 2.		2. 2.	1. 2.	3. 2. 2.	本人・妻・母
引戻百姓	久 兵衛	5. 0.		3. 0.	2. 2.	8. 1. 0.	本人・妻・弟1・倅1・娘1
引戻百姓	伝 八	2. 2.		1. 2.	1. 2.	4. 1. 2.	本人・妻・倅1
引戻百姓	半 蔵	2. 2.		1. 2.	2. 0.	4. 3. 2.	本人・妻・倅1・娘1
引戻百姓	勘右衛門	2. 2.		1. 2.	1. 0.	3. 3. 2.	本人・妻
引戻百姓	権右衛門	4. 0.		1. 2.	1. 0.	5. 1. 2.	本人・妻
入百姓	嘉右衛門		1. 2.	3. 2.	2. 0.	4. 1. 2.	本人・妻・倅1・娘1
入百姓	長 八		1. 2.	1. 2.	2. 0.	3. 3. 2.	本人・妻・伯父1・倅1
入百姓	市左衛門	4. 0.	1. 2.	1. 2.	2. 2.	8. 1. 2.	本人・妻・倅1・娘2
入百姓	与 七	1. 2.	1. 2.	2. 2.	2. 0.	5. 2. 2.	本人・妻・倅1・娘1
入百姓	伊右衛門		1. 2.	2. 2.	3. 0.	5. 0. 2.	本人・妻・弟1・娘2
入百姓	庄 兵衛		1. 2.	1. 2.	1. 2.	3. 1. 2.	本人・妻・倅1
入百姓	七左衛門		1. 2.	2. 0.	1. 0.	3. 0. 0.	本人・倅1
入百姓	作右衛門		1. 2.	1. 2.	1. 0.	2. 3. 2.	本人・妻
入百姓	利右衛門		1. 2.	2. 2.	2. 0.	4. 0. 2.	本人・妻・倅1・娘1
入百姓	栄 六	1. 2.	1. 2.	1. 0.	0. 3.	4. 0. 0.	本人・妻
入百姓	十左衛門		1. 2.	1. 2.	2. 2.	4. 1. 2.	本人・母・倅1・娘2
計		27両2分	16両2分	8両2分2朱	31両1分	83両3分2朱	62人(男32人・女30人)

(注) 寛政5年2月「荒地起返御手当金小前割賦帳控帳」より作成。

どに繰り返し出された旧離婦農奨励令などによって農村の復興を企図した。

藤原新田では、明和五年の凶作により麦種に窮し、麦種代を拝借して調達したため、翌年から五年間にわたってそれを返納した。この間にも大旱魃が襲い、領主は大幅な減免に応じたが、農村復興の見通しはまったくたたなかった。こうした状況のなかで、他の村々では拝借金返納が滞るようになり、拝借金賦の延長を求める動きが頻出した。しかしここで、農村復興策を打ち切れば農村は立ち直る機会を失うことになり、寛政二年一〇月には拝借金賦の延長を認めている。この時期、藤原新田でも離村者が相次いでいたようである。同三年八月には入百姓の取り立てと荒畑起返しのための手当金を支給されている。この時、中山・北方・鬼越・山野・本郷といった近隣の諸村から八軒の入百姓を迎えたほか、三軒の百姓が引き戻り、それぞれに家作代として金一兩二分が支給された。このほか、村内の荒畑所持百姓一五人には、起返しのための夫食代・農具代が支給され、第4表のように全体では金二五兩一分二朱の手当金が給付されている。

寛政五年正月には村内の百姓二二人に開発賃代・家道具代の名目で、合計金一六兩一分二朱の手当金が支給された。これとほぼ時期を同じくして、同年二月には一一軒の入百姓と七軒の引戻百姓を新たに村内に迎え入れ、身代立替金・農具代・農具鍋釜代・夫食代・家作代の名目で、第5表のように手当金合計八三兩三分二朱が給付された。この二年間で村では二〇数軒の入百姓・引戻百姓を迎え入れたことになるが、村の軒数は宝暦一〇年（一七六〇）に四二軒、享和三年（一八〇三）に四九軒という記録が残されているので、天明期には家数が半減していたものと思われる。このように、幕府は藤原新田への入百姓・引戻百姓の迎え入れに多大な資金を投入していたのであり、村内百姓の荒畑起返し手当金の給付も含めるとかなりの復興資金を投与していた。これによって、農村復興を企図したわけだが、現実には新たな自然災害の発生や農村疲弊の深化によって、全面的な復興にはほど遠い状況にあったといえよう。

第6表 松喰虫の被害反別

名前	喰荒し反別			無被害反別			作付反別			計		
	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝
政右衛門	14.	3.	0.				1.	0.	4.	15.	3.	4.
徳左衛門	6.	7.	6.							6.	7.	6.
清左衛門	1.	5.	7.							1.	5.	7.
佐右衛門	3.	0.	0.				5.	8.	17	3.	5.	8.
吉左衛門	1.	4.	3.	6.	0.	0				2.	0.	3.
徳兵衛							6.	0.	0	6.	0.	0
市右衛門	1.	7.	2.				2.	0.	0	1.	9.	2.
甚八	3.	0.	6.							3.	0.	6.
新左衛門	13.	5.	1.				1.	4.	0.	14.	9.	1.
甚兵衛	1.	1.	7.				6.	0.	0	1.	7.	7.
忠七	2.	6.	0.	4.	5.	0.	1.	1.	0.	8.	2.	0.
与七		3.	0.				3.	0.	0	6.	0.	0
市左衛門		3.	0.				3.	0.	0	6.	0.	0
安右衛門		6.	0.				2.	0.	0	8.	0.	0
武右衛門	2.	0.	0.				4.	0.	0	2.	4.	0.
金次郎	8.	6.	8.							8.	6.	8.
伊之助	3.	2.	0.							3.	2.	0.
六兵衛	2.	7.	7.							2.	7.	7.
半右衛門		9.	2.	4.	0.	0.	6.	4.	0	5.	5.	6.
忠兵衛		9.	2.							9.	2.	13
利兵衛		9.	2.							9.	2.	13
三左衛門	1.	4.	0.							1.	4.	0.
庄左衛門	4.	0.	8.							4.	0.	8.
内蔵之助				9.	8.	2.	1.	0.	20	10.	8.	3.
利右衛門				4.	0.	0.	6.	4.	0	4.	6.	4.
庄兵衛				3.	3.	1.				3.	3.	1.
徳願寺							20.	7.	4.	20.	7.	4.
総合計	75.	2.	5.	26.	2.	4.	29.	7.	6.	131.	2.	5.

(注) 文化13年10月「松虫喰枯反別小前帳」より作成。

二 松喰虫の発生とその対応

(一) 松喰虫の発生とその被害状況

藤原新田の人々の生業基盤は主として下畑に植えた松の枝葉を薪として生産することであり、またその日雇いに従事することであった。寛政末期から農村復興が軌道に乗りはじめたが、またしても自然の脅威に晒された。この村が生計の拠り所としていた新生産に異変が生じたのである。文化四年（一八〇七）頃から薪を生み出す松に松喰虫が異常発生し、文化一〇年代に入るとその被害は拡大の一途をたど

つていった。その間の事情は、次のように説明されている。

(前略) 拾ヶ年巳前卯年中より松虫夥敷発向二而、植立候松木喰荒、一面二枯木二相成、無余儀行徳領村々江附出シ、塩焚木二売捌、右側ヲ以御年貢御上納仕、尚追々苗木植立候而茂成木不仕内同様松虫喰荒、依之手を尽シ、松虫相防候得共、追年出生仕候儀二付可植立丹誠尽果、御年貢永皆弁納地二相成、殊ニ右体被喰荒、木蔭無之ニ付下草萱篠等生立不申、焚木二刈取可売捌足合も無之、右之場所斗を所持之者ハ年々弁納相嵩、必至与行詰リ、誠ニ難儀至極仕^①(後略)

これによれば、松喰虫に喰い荒らされて枯れ木となった松を行徳塩浜の薪として売却して年貢の引き当てにする一方で、新たに松の苗木を植えつけてはみるものの、成木にならないうちにまたしても松喰虫に喰い荒らされるという状態であった。松喰虫の防除を試みてはみたが、その効果はまったくなかったようである。

文化一三年一〇月の松喰虫の被害状況は、第6表に示した通りである。これによれば、下畑反別一三一町歩余のうち、松木植えつけ分は一〇一町歩余であったが、そのうちの七四パーセントに当たる七五町歩余が松喰虫の被害を受けていた。当時、村内には四五軒の家数があったが、約半数の二二軒が甚大な被害を被っていたことがわかる。この二二人の過半は若干の作付畑を所持する農民であったが、松木植えつけ畑のほとんどを松喰虫に喰い荒らされ、大高持の農民ほど被害が甚大であった。残る二三軒は零細な作付田畑を所持するか、無高の農民たちであり、作付田畑・松木植えつけ畑を所持する農民のもとで薪刈り取りや農業の日雇い、そして零細な商売に従事する者たちであったので、松喰虫の被害の有無にかかわらず生活は困窮をきわめていたと推定される。

(二) 年貢減免の要求
こうした状況のなかで、村側ではどのような動きを示したのである

うか。まず村側では文化一三年九月下旬には村の鎮守に神酒をささげて松喰虫をくい止める祈禱を行う一方で、支配代官との折衝を試み、江戸へ出向いたり、書状を通じて被害の現状を報告し、それへの対応を願った。しかし、納得のいく回答が得られず、翌年二月、村方三役が支配代官中村八太夫に年貢減免を要求する願書を提出した。それには松喰虫の被害を受けた七五町二反五畝三步の「反別御見分之上、林畑並ニ御取箇御取下ケ被成下候様幾重ニ茂奉願上候^②」とあり、下畑の年貢を林畑並みの年貢に引き下げてくれるよう嘆願している。この村では下畑に松木を植えつけ、年貢の引き当てにしていたが、この下畑には一反当たり永四〇文三分の割合で年貢が賦課されていた。それを林畑並みの一反当たり永一八文に引き下げてくれるよう要求したのである。「地方凡例録」によれば、「林畑と云ハ高受をいたし、櫛・櫟其外雑木等を仕立、薪木に伐出す畑にて、山畑同然に下々畑の位も附がたく、林畑と云名目にて石盛・取箇も低く付る、尤も林畑には下畑・下々畑等の位付もありて、山中のミにも限らず、野方にも里方にも地広なる処あり^③」と説明されているように、林畑という名目ながら雑木を植えて薪を生産するところであり、石盛や取箇も低く設定されていた。

藤原新田では下畑という名目ながら実質的にはこの畑の多くに松木を植えつけて薪を生産していたわけで、林畑と変わるところがなかった。そこで、本来なら被害反別の年貢はおよそ永三〇貫三六文を納入すべきところであるが、林畑並みの年貢としておよそ永一三貫五四五文に減免してくれるよう懇願したのである。しかし、下畑の年貢を林畑並みに下げてもらうことがむずかしいと判断したためか、この月にはその要求を「喰荒反別七拾五町式反五畝三步之場所御見分之上、本免半納之御取箇ニ御取下ケ被成下候様幾重ニ茂奉願上候^④」とあるように、被害畑の本年貢の半減を願った。この要請では被害反別の年貢がおよそ永一五貫一六三文ということになり、若干要求内容を後退させたのである。

これに対して、同年四月、代官側では村に手附・手代など四人を派

第7表 下畑1反歩当たりの年貢諸役

年貢諸役の種類	金額 (鋳銭)
本年貢	276文
口米	15.
御蔵前入用	8.
御伝馬宿入用	0.3
川々国役金	9.7
日光御法会国役金	11.
定助郷役	248.
大助郷役	124.
加助郷役	48.
金ヶ作掃除役	24.
御方水夫役	80.
道普請及び臨時役	72.
村入用役人給	48.
計	964.

(注) 文化14年9月「本途永半減上納願」より作成。

遣して被害状況の把握につとめた¹⁹⁾。その後、藤原新田では「荒畑御年貢御取下ケ年季引之儀奉願候」とあるように、荒畑年貢引き下げの「年季引」を願ひ出た。しかし、代官側では松喰虫の異常発生を認識しつつも、「左候ハ、餘木植付候共如何様ニも手入可仕筋ニ有之候処、右躰之申立を以年季取下ケ等被 仰付候而者追々外御支配村々も同様之申立いたし、新規引方等相願候様成行際限も無之、殊ニ一旦御引方被 仰付候得者年延等相願候儀者村方之習俗ニ有之、都而関東筋之儀者寛政之度荒地御取調之節、御年貢弁納致来候分夫々御札之上御引方被 仰付、年季明ニ而當時追々年延被 仰付候儀者有之候得共、新規之引方之儀不容易難相成筋ニ御座候²⁰⁾」とあって、松喰虫の被害には「餘木」の植え付けにより対応すべきで、被害申請のたびごとに年貢の減免に依拠していたならば際限がなく、さらに災害時の年貢減免の「年延等」の要求は村落の「習俗」であるとして新規の年貢引き下げには応じないことにした。

このため、代官側では七月一二日付で藤原新田の村役人から新規の年貢引き下げを願わないことに同意する旨の請書を提出させようとした。しかし、二二人の小前百姓たちは、「此度松木植付相止メ、餘木可植付段も被 仰渡有之候得共、餘木ニ而者萱根等も絶候而、下草等芝間ニ相成新等ニも相成不申候²¹⁾」とあるように、松以外の「餘木」では萱根も絶えて下草も芝となり、これでは薪にもならないとして「餘木」

の植林に反対した。また藤原新田では荒地が増えた明和六年(一七六九)、安永五年(一七七六)、寛政四年(一七九二)と三度にわたって年貢減免に応じてもらっており、今

回の要求も「新規御願之筋ニ無之」として請書の提出を拒否し、七月には大目付中川飛騨守忠英に「百姓相続」を願って訴へ出た。

この時、中川は大目付の役職にあり、村落の支配には関わっていなかったが、農民たちが中川に訴へ出たのは次のような理由によった。中川は大目付就任以前には勘定奉行の地位にあつて、寛政九年六月より文化三年(一八〇六)正月まで関東郡代を兼帯していた。この関東郡代の勤役中に藤原新田の支配に関わっていた。その際、「寛政九巳年当御殿様御郡代御勤役之内御救も有之、猶又享和三亥年御願見被為遊、極窮之始末御存被為有候儀ニ付、小前之もの共一途二頼母數存候ニ付、不願恐ヲ奉願上候²²⁾」とあるように、勘定奉行兼帯関東郡代時代の中川忠英が藤原新田に施した「御救」やかつての巡見により村落の様子を知っていることに期待をかけての「愁訴」であつた。

この中川忠英への「愁訴」が功を奏した事情は、「御大目附中川飛騨守榊江奉御愁訴候処、御勘定御奉行榊土屋紀伊守榊江御引渡之上、猶御支配御役所榊江御引渡、夫々御吟味御札之上猶又御見分被成下²³⁾」と記され、村落の要請は大目付中川飛騨守から勘定奉行土屋紀伊守に引き渡され、そして勘定奉行から藤原新田の支配に当たっていた代官中村八太夫に引き継がれ、村落復興にむけて歩み出すことになった。このトップダウンの効果を生かして、藤原新田の村役人は代官に被害状況の「御直御見分」を願ひ出、来村させることに成功した。そこで、代官側は村側に「松虫喰荒候ハ、餘木植・櫟等植立、御年貢御上納之手当ニ可致旨」の対応策を申し聞かせたが、村側からは「櫟・櫟之儀者植付之年〆式拾年茂相立不申候而者拔伐、御年貢足合ニ者不相成、殊ニ下草生立不申、旁以夫迄御年貢之手当無御座、丹誠尽果候趣²⁴⁾」という返答で、「餘木」植林の転換策は村側の反対によって進まなかった。このため、代官側は村落生活の困窮に拍車をかけている年貢諸役の実態調査に乗り出した。

下畑一反歩当たりの年貢諸役は、第7表に示したように多大なものであり、これが当面の村落生活の立ち直りを阻害するものとなっていた。これに対して、下畑一反歩当たりの収穫量は柴薪一駄程度であり、

これを行徳塩浜に売却しても当時錢二四八文から二六四文にしかならなかった。ましてや、この柴薪の生産に手間代二人分の賃錢二四八文と駄賃錢二四八文がかかり、薪生産に従事しても利益が上がるどころか、赤字が増える仕組みであった。

当時の村落生活は「下草刈取売捌候而茂駄賃差引候得者御年貢之引当少茂無之、困窮之儀ニ付馬持茂無少、無余儀雇出し候儀ニ付給料而已ニ而殊之外作付場所も無御座、年中半者日々之夫喰買上、家内扶助仕、是連茂年中之儀ニ付手当行届兼、尤御年貢之儀者銘々大切之事ニ付、心懸ケ罷在稼方仕候得共、日々暮方ニ心配仕候故、自然与御年貢上納差支之始末ニ相成」と説明されている。こうした状況にもかかわらず、年貢諸役が賦課されており、債務は累積するばかりであった。このため、村側では同年九月、松から檜・柵へと樹種を変更して薪生産に従事するかわりに、それらが成育する二〇年間の「本途永半減上納」の願書を代官中村八太夫に提出した。この時、農民たちは「勿論式拾ヶ年相立候ハ、本免通り急度上納可仕候」として、二〇年後以降の通常通りの年貢上納を約束している。

しかし、代官側は「何れニ茂新規引方之義者難被 仰付筋ニ有之、何ケ度相願候共不被及御沙汰」という返答で、年貢減免には応じないという厳しい姿勢を貫いた。それでもなお、農民たちは「荒畑高三百六拾九石余、去丑（文化一四年）と拾五ヶ年季御年貢半納被 仰付度趣御願申上候」とあるように、年貢半納の期限を縮小して年貢減免の要求を繰り返していった。それにもかかわらず、代官側の回答が変更されることはなかった。

（三）荒畑起返し「御手当金」の拝借要求

享保期以降、幕府は代官に「畑方御年貢引方之儀は容易ニ不被 仰付」という基本方針を申し渡していた。しかし、その後の自然災害の多発は時としてこの方針を変更せざるをえなかった。この結果、代官・農民双方ともに畑方年貢の減免を容認し合う状況となっていた。このため、幕府は宝暦八年（一七五七）五月二〇日、代官及び御預り所役

人への「申渡」のなかで、「畑方引之儀者重キ事ニ付、前々より数度申渡、一切引方無之」という基本方針を確認させつつ、「以来之儀者、弥前々申渡置候是迄之通、畑方引之儀者不相成事ニ候間被得其意、心得違無之様可取扱ため、此段其節より申達置候」と厳命した。このような事情により例外を除いて、畑方年貢の減免には応じない方針を貫いていたのである。しかし、農村の復興に見通しがつかなければ、安定した年貢の徴収は不可能であり、畑方年貢減免に代わる農村復興対策を打ち出す必要があった。

藤原新田の場合もそうした幕府方針により年貢減免には応じてもらえなかったわけだが、そこで代官側が村落に示唆したことは、「御手当拝借之義相願候ハ、其時宜ニ寄御評儀も可有之」として、農村復興のための補助金拝借の用途があるということであった。実際、村側では檜・柵の植え換えに着手するにしても、「檜・柵苗木買入候手当聊無之」という状況であり、補助金の借入れは不可避であった。このため、農民たちは年貢減免の要求を止めて、檜・柵の苗木代金の拝借に精力を傾けることに切り換え、文化一五年二月九日にはその方向で要求していくことに同意する旨の讀書を中村八太夫役所に提出した。

このあと二月中に、村側では「困窮之百姓共永続相成候様、苗木御手当壹反歩ニ付永三百文之積を以無利足御拝借被 仰付被下置候様仕度、左候得者出情植立、尤御年貢永之儀者是迄之通り本免御年貢上納仕、且右金返納之儀式拾ヶ年賦ニ被成下、尤年季中拾ヶ年相立不申候而者檜・柵成木茂不仕候故、枝葉伐採候儀も難成ニ付拾ヶ年之間年延被 仰付、拾壹ヶ年目と年季中年々無滞上納可仕候」とあるように、一反歩当たり永三〇〇文の割合で苗木代の無利息拝借の願いと二〇か年賦での返納についての考えを中村八太夫役所に伝えた。これによれば、荒畑は全体で七三町九反六畝一四歩と把握されていたので、拝借金は一三二一兩余を見込んでいた。しかし、代官役所は村側に苗木拝借金額の積算方法と拝借金返納方法の変更について回答を求めた模様で、拝借金の見積りと再びその返納の見通しについての考えを提出すべきことを命じた。そこで同年二月、村側では具体的に苗木代金の算出に

乗り出し、拝借金の見積額を決定していった。³⁴⁾

覚

惣高七百四石五斗六升九合之内

一、高三百六拾九石八斗式升三合

下畑松虫喰荒之場所

此植付反別七拾三町九反六畝拾四歩

此苗木代永百五拾五貫三百文

当寅⁶来ル午迄五ヶ年季

但、壹ヶ年二付植付反別拾四町七反九畝歩余

但、壹反二付植・柵共貳百拾本植付候積り

此苗木代金壹両二付

但、千本替

壹本二付永壹文

前書下畑受之場所松木仕立候処、近年松虫生シ喰荒ニ相成難儀仕、依之苗木代書面之通御拝借奉願上、尤壹ヶ年二植付可申候、迺も大町歩之儀右壹ヶ年二植付難相成候間、前書割合通当寅⁶来ル午迄五ヶ年之間植付、五ヶ年相立候得者植付苗木成木茂いたし可申間、翌未年⁶辰迄拾ヶ年賦御手当苗木代御拝借金返納仕度此段御糺二付取調奉書上候通相違無御座候、以上

小金領藤原新田

文化十五寅年二月

名主 内蔵之助 印

年寄 文左衛門 印

百姓代 権四郎

中村八太夫様

御役所

これによれば、下畑の松虫喰荒らし反別を七三町九反六畝一四歩とし、この反別を五か年に分けて、一か年に一四町七反九畝歩余ずつ植や柵を植えて復興していく計画を立てた。そして、一反歩当たり二一〇本の苗木を植えることで見積もると、当時苗木は金一両で一〇〇本替えであったので、苗木一本は永一文ということになり、全体では永一五五貫三〇〇文の苗木代金が必要であった。これを金で表示

すれば一五五両余となり、さらにこれを五か年で拝借すれば、一か年に三一両余を拝借すればよいことになり、こうして拝借金額が見積もられたのである。そして同年二月、拝借金返納についての見通しについては、「当寅⁶来ル午迄五ヶ年之間植付、五ヶ年相立候得者植付苗木成木茂いたし可申間、翌未年⁶辰迄拾ヶ年賦御手当苗木代御拝借返納仕度³⁵⁾」というように、期限を縮小して拝借金を返納する考えを伝えた。

しかし、藤原新田が計画した一か年当たりの苗木拝借金額は高額であり、代官役所との間に齟齬があつたらしく、その後、村と代官役所との間で意見が交わされ、両者の合意点が探られていった。

(四)「御下ケ金」の支給

文政元年(一八一八)七月一二日、村側は次の合意内容を了承する旨の請書を代官役所に提出した。³⁶⁾

差上ケ申一札之事

村高七百四石五斗六升九合

此反別百四拾町八畝拾八歩

田高拾石五斗

此反別壹町五反歩

畑高六百九拾四石六升九合

此反別百三拾八町五反八畝拾八歩

内

高三百拾七石八斗式升九合

此反別六拾三町三反三畝廿四歩

是ハ作付仕候二付、御引方不相願分

高六石四斗壹升七合

此反別壹町貳反八畝拾歩

是ハ取下相願候、ケ成二小木立有之、御見分御吟

味之上引戻被 仰付候分

荒畑高三百六拾九石八斗式升三合

此反別七拾三町九反六畝拾四歩
一、金百五拾兩
下総国葛飾郡藤原新田

荒畑起し御手当金二被下切
右者当村之儀下畑請之場所耕作行届兼候二付、手遠
之分松木植立枝葉等伐採、行徳領村々江塩薪二売払、
手近之場所ハ起返し作付仕、夫食之手当二致し、尤
手近二而茂土手沢之分二ハ木立有之、右枝葉売払、御
年貢御上納之手当二仕候処、拾ヶ年以前ハ松虫出生
いたし、近年夥敷相植、植立候松木悉く喰荒候二付、
種々手を尽し、松虫相防候得共不行届、不残立枯二
相成、御年貢皆弁納地二而御上納ハ不及申難行立、就
中書面之荒地場所而已斗所持いたし、他二持地無之
小前共年々御年貢弁納必至与困窮仕詰り候二付、御
救相続方之儀奉願上候処、再応御吟味之上御用屋敷二
而御取扱之元関東御郡代御役所御貸付利金之内ハ、年々金拾五兩宛
寅ハ亥迄拾ヶ年々書面之通被下切之積、尤右御手当金拾五兩宛
年々被下候二随ひ、右荒畑町歩之内手近之分起返し作付可仕、手
遠之分松木相止メ、櫛・櫛可植立儀二付、是又拾ヶ年二割合、壹
ヶ年三町七反歩ハ切開き、三町六反九畝拾九歩ハ植付、壹ヶ年二
七町三反九畝拾九歩宛、末年ハ七町三反九畝廿三歩、右割合之通
切開き植付共、御手当御仕法御付御同被成下候処、同之通り書面
之金百五拾兩当寅ハ来ル亥迄拾ヶ年割合被下之候間年々拾五兩宛
請取之、荒畑反別七拾三町九反六畝拾四歩前文割合之通年々小前
帳ヲ以可相届旨御下知之趣被 仰渡、冥加至極与難有仕合二奉存
候、然ル上ハ小前式拾式人之者共末々迄篤与御仁恵之趣申合、荒
地起返し方之儀御仕法之通り年期中急度皆起返し、年々御年貢本
免御上納可仕候様可仕候、仍而御請印形差上ケ申処如件

当御代官所

下総国葛飾郡藤原新田

文政元年寅七月十二日

小前式人惣代

新左衛門

第8表 松喰虫の被害（荒畑）反別

名 前	文化14年の荒畑反別				文政元年の荒畑反別			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
政右衛門	11.	3.	0.	10	10.	9.	2.	17
徳左衛門	6.	7.	6.	15	5.	5.	8.	15
清左衛門	3.	5.	7.	06		7.	9.	23
佐右衛門	3.	5.	0.	0	3.	1.	2.	02
次郎右衛門		5.	0.	0				
吉左衛門	1.	4.	3.	05	1.	3.	9.	03
庄兵衛	3.	0.	6.	04	2.	7.	7.	25
新左衛門	13.	5.	1.	05	13.	4.	1.	07
甚兵衛	1.	1.	7.	0	1.	2.	6.	19
忠七	2.	6.	0.	0	2.	7.	4.	17
与七		3.	0.	0				
市左衛門		3.	0.	0	1.	3.	8.	09
安右衛門		6.	0.	0				
金次郎	10.	6.	8.	11	8.	5.	0.	11
吉五郎	3.	2.	0.	0				
六兵衛	2.	7.	7.	09				
半右衛門		9.	2.	11	2.	2.	7.	09
市右衛門	1.	7.	2.	13		2.	2.	07
忠兵衛		9.	2.	13				
利兵衛		9.	2.	13				
三左衛門	1.	4.	0.	0	1.	0.	7.	15
庄左衛門	4.	0.	8.	08	6.	5.	3.	20
内蔵之助					2.	1.	0.	18
甚八					2.	3.	2.	0
利右衛門					1.	7.	5.	09
八人持込					5.	7.	6.	28
計	75.	2.	5.	03	73.	9.	6.	14

(注) 文化14年3月「松虫喰荒小前帳」、文政元年8月「年季御仕法付荒畑小前帳」より作成。

中村八太夫様

御役所

同 金次郎
百姓代 権四郎
年寄 文左衛門
名主 内蔵之助

これにより、松喰虫による下畑の被害反別七三町九反六畝一四歩が荒畑と認定されたことがわかる。この段階での荒畑所持者は、第8表に示した通りである。前年より荒畑の面積が一町三反歩余減少しており、その所持対象者も多少減っている。しかし、このなかには所持反別の大半が荒畑となっている者が少なくなかった。また、これまで藤原新田では荒畑に植えつける苗木の代金を拝借しようとしていたが、ここでは「御下ケ金」の給付へと変更されている。拝借金とは返納の義務を負うものであったが、「御下ケ金」には返納の義務がなかった。文政元年から同一〇年までの一〇年間にわたって毎年一五兩ずつ、合計一五〇兩を支給され、この金銭は元関東郡代役所内の貸付役所で扱

第10表 起返反別の推移

名前\年代	文政4年	文政5年	文政6年	文政7年
政右衛門	110畝 歩	110畝 歩	130畝 歩	130畝 歩
清左衛門	10.	10.	10.	10.
佐右衛門	30.	30.	30.	30.
吉左衛門	15.	15.	10.	10.
市右衛門	5.	5.	5.	5.
庄兵衛	25.	25.	25.	60.
新左衛門	140.	140.	140.	140.
甚兵衛	10.	10.	10.	10.
忠七	30.	30.	10.	10.
市左衛門	14. 19.	14. 19.	14. 19.	10.
半右衛門	35.	35.	35.	35.
金次郎	70.	70.	100.	110.
内蔵之助	50.	50.	20.	30.
八人持	40.	40.	40.	40.
庄右衛門	35.	35.	35.	
甚八	20.	20.	20.	
徳左衛門	60.	60.	60.	60.
三左衛門	10.	10.	10.	10.
庄左衛門	30.	30.	30.	30.
安右衛門				4. 19
与七				5.
計	739. 19	739. 19	734. 19	739. 19

(注) 各年の「起返シ小前帳」より作成。

第9表 植林「御下ケ金」の割当て

名前	金額(永)	名前	金額(永)
源四郎	10文284	清助	38文552
吉五郎	92. 476	与平次	28. 384
安右衛門	108. 01	源六	164. 212
市左衛門	108. 01	武左衛門	30. 54
与七	108. 01	佐平次	18. 5
甚兵衛	216. 916	伝右衛門	143. 918
新左衛門	1441. 4	勘助	87. 474
庄兵衛	251. 482	新七	94. 306
市右衛門	133. 508	茂七	80. 56
甚八	6. 1	平八	6. 1
佐右衛門	316. 248	三次郎	116. 794
吉左衛門	566. 69	善兵衛	116. 794
徳兵衛	31. 598	庄兵衛	206. 016
次郎右衛門	31. 598	十左衛門	40. 26
清左衛門	161. 406	権四郎	256. 036
政右衛門	1933. 6	源八	256. 768
徳左衛門	684. 622	伊右衛門	180. 478
三左衛門	131. 15	金次郎	370. 35
庄左衛門	393. 45	文左衛門	307. 966
半右衛門	1101. 172	伊兵衛	18. 3
新右衛門	1713. 406	忠兵衛	222. 89
利兵衛	88. 369	六兵衛	333. 262
忠七	1102. 465	村持	13. 786
勝右衛門	94. 342	内蔵之助	828. 014
勘右衛門	62. 586	伊之助	24. 4
権右衛門	92. 72		
磯右衛門	45. 262	計	15011. 54

(注) 文政元年12月「植付代御下ケ金割取帳」より作成。

つていた貸付金の利金のなから捻出されたのである。

もともと関東郡代の役所は江戸馬喰町にあり、その下部機関として貸付役所が設置されていたが、文化三年三月に関東郡代制が廃止されたため、貸付役所は勘定奉行所管の馬喰町御用屋敷貸付役所と改称され、その後幕府の公金貸付の中央機関としての性格を強めていった。かつて関東郡代制が存続していた段階から、ここでの貸付利金のうちの七割は貸付役所の運営費用に充当されていたが、残る三割は「村々急難為御手当」の資金として関東郡代のもとに預けられていた。藤原新田の荒畑苗木植付の給付金はこうした貸付利金のなから調達されたものと思われる。

この結果、藤原新田では文政元年から一〇年間、一か年に金一五兩ずつの「御下ケ金」を受け取り、荒畑に櫓や柵を植えつけて村落の復興を果していくことになった。この手当金の給付によって、一か年に三町七反歩を開墾し、また三町六反九畝拾九歩には苗木を植えつけ、合計七町三反九畝一九歩(文政六年だけは七町三反九畝二三歩)の荒畑を復活させる見通しであった。この認定された七四町歩弱の荒畑の所持者として二一人が該当し、この者たちへの「御下ケ金」の支給が明確になったのである。この村にとって、村落の復興とは荒畑を起返して櫓・柵の苗木を植えつけることにほかならなかった。

三 「御下ケ金」の支給と村方騒動

(一) 「御下ケ金」の支給と植林

文政元年二月、代官役所から金一五兩の「御下ケ金」が藤原新田に給付された。同月、村内では第9表のように各農民に「御下ケ金」を割り当てた。それぞれの農民が所持反別に応じて分け与えられている。本来、「御下ケ金」の支給対象者は荒畑所持者の二一人のはずであったが、実際に

は五二人の農民に割り当てられた。その理由は、「喰荒町歩七拾三町九反六畝拾四歩之処、百廿三町壹歩江割合仕候対談相極、尤百廿三町壹歩江割合仕候得者、願町歩之外四拾九町三畝拾七歩者豊凶共無難両毛作付之場所ニ有之候得共、右割合村方家並ニ可請段申二付、村方相治り候を方便ニ、任其意^③」とあるように、村内融和を第一に村民一同が合意のうえ全農民に割り当てたのである。本来、「御下ケ金」の支給対象の荒畑反別は七三町歩余であったが、荒畑所持者のみに「御下ケ金」を分配するだけでは貧困層を救済できず、村内の融和も復興も果たせない^④と判断したのであろう。藤原新田の農民たちは、「御下ケ金」の分配で「村方相治り」を優先したのである。

しかし、「御下ケ金」は荒畑所持者に「苗木代其外手間賃共」として支給されたものであり、使途のあり方は明らかに違法なものであった。ここで村側は、「御下ケ金」支給の趣旨に沿うべく、領主に対して毎年の支給のたびごとに荒畑七三町歩余の起返しを進めていることを報告するため「起返し小前帳」を提出していった。それをまとめたのが第10表である。ここではすでに届け出ている荒畑所持農民を中心に、荒畑所持反別に応じてほぼ一〇等分し、毎年起返ししていることを明示した内容となっている。これを見るかぎり、当初の方針通り、荒畑が起返され、櫛・櫛の苗木が植えつけられていったようにみえる。

ところが、実態は「御下ケ金」の支給趣旨にほど遠いものであった。この点については、「御下ケ金之義者去ル寅年（文政元年）御下知之節、村役人并権四郎・新左衛門一同被召出、御下知之趣被仰渡、其上寅年分金拾五両御渡シ被遊候処、於其場私并権四郎・新左衛門立合ニ而、御年貢ニ納候而御礼申上、村役人・小前之者ニ至迄銘々相弁居申候」とか、「御下ケ金之義者手取不申、直ニ御役所江御上納仕候^⑤」とあるように、当初下げ渡された「御下ケ金」は荒畑所持農民の手元に渡ることなく、年貢の一部に充当して代官役所に上納されていた。

そのみならず、「御下ケ金」の使途をめぐっては多くの問題を孕んでいた。松喰虫発生による年貢減免要求から「御下ケ金」の支給まで「三ヶ年相掛り」、種々御仕法等茂被為遊候ニ付、度々御役所江被召出候

ニ付、路用・雜用等多分相懸り候趣小前一同寄合仕候上ニ、諸入用之訳相談シ候処、夫々懸ケ合之上村役人方ニ而可然様取計等可被成段相頼ミ候ニ付任其意候而、夫々取調ヘ候処、惣入用合五拾貳両与出金可致筋ニ御座候得共、是迄御年貢不納等茂有之、其上入用割合出錢共一時二者難儀仕候間、右諸入用出錢之義者夫々帳面取調之上、暮ニ至、御年貢御皆済ニ相加ヘ年々取立呉候様ニ申之ニ付任其意取計仕候^⑥とあるように、一連の要求行動で使った諸入用が金五二両に及び、それを名主内蔵之助が肩代わりし、毎年の年貢皆済時に少しずつ取り立てることになっていた。しかし、この額は村落の疲弊状況のなかで一時に徴集できる金額ではなく、また年貢を納入できない者などの貧困層もいる関係で、容易に徴集できる状況にはなかった。このため、名主は分割による徴集を敢行した。その方法は次のようなものであった。

右引落候訳

一、金拾五両	初年寅年引落
一、金拾五両	卯年引落
一、金拾五両	辰年引落
拾五両之内	
一、金七両	巳年之内ニ而引落
ベ金五拾貳両	

右之通村中承知之上五拾貳両引落、尤巳年拾五両御下ケ金有之候処、入目不足ニ付七両引落、殘金八両村方江割合仕、其段御年貢皆済請取江急度書記、銘々相渡置候^⑦（略）

これによれば、毎年の「御下ケ金」から当初の三年間は全額、四年目は金一五両のうち七両を引き落とし、殘金八両を農民に割り渡した。つまり、実際の「御下ケ金」の割り渡しは文政四年からであった。この引き落とし方法は、名主側からすれば「村中承知之上」であったという。

このように、「御下ケ金」の一部は荒畑の植林費用には回らず、要求行動の諸入用費に転用されたのである。「御下ケ金」の支給当初、代官役所に提出していた「植付小前帳」（起返し小前帳）は、「不正之取計^⑧」であっ

たことを名主自身が後日認めることになった。しかし、このことによつて植林が進まなかつたわけではなかつた。このあたりの事情は「苗木之義者式三年分ハ夫々用意有之候ニ付、無滞植付可申旨一同承知之上、寅年〇年々小前連印を以、植付小前帳既ニ御役所江奉差上候」とあり、当面は農民各自の手持ち分によつて苗木を植えたようである。また名主は「植付之義者困窮之者共、又者格別之小高・飢人等ニ御座候得者、御手当之分ハ夫食ニ差繰、左候得者植付相成兼候ニ付、夫々〇私方あたへニ致、相続相成候取計仕」とも説明しており、「御下ケ金」は貧困層への「夫食」に流用し、苗木は名主から各農民に与えたことが述べられている。実際に「御下ケ金」が農民の手に分配されるようになったのは文政四年からであった。次の史料には文政四年以降の「御下ケ金」の使途が記されている。

一、巳年之義者、未右入用分ニ金子不足ニ付、七両分ハ前々之通皆済之砌請取、其余八両者小前江割渡シ申候、已ニ金八両割渡候分ハ後行間違等無之ため、御年貢請取書江銘々相記シ渡置申候

一、午年分、御年貢ニ相納、御下ケ金之義ハ手取不申、皆済專一ニ取計仕候

一、未年之義者、御年貢御皆済相済候而、十二月廿八日御下ケ金請取候ニ付、権四郎江相談仕候処、余日無之、割合二者及不申、来春正月ニ相成候ハ、早速割渡可申与申ニ付、申正月十二日寄合仕、小前一同立会之場ニ而割渡シ申候(略)

これによれば、文政四年は金七両を諸入用分として差し引き、残金八両を農民に割り渡した。同五年はすべて年貢の納入に引き当て、同六年分は翌七年正月になつて農民に割り渡したようである。

そして荒畑への榎・桐苗木の植えつけは「寅年(文政元年)〇ハ旬後ニ付、卯年〇植付いたし」とあるように、文政元年は植えつけの時期はずれであつたため、実際には文政二年から植えつけを開始したようである。このように、当初「御下ケ金」は植林費用には回らず、村落の不和を助長させる元凶となつたが、村落復興の道筋をつけること

には有効に機能したのである。

(二) 文政期の村方騒動

代官役所の「御下ケ金」支給による挺入れによつて、生業環境が回復軌道に乗りはじめるとは対照的に、村内を二分する村方騒動が発生した。これは複合的な内容をもつ村方騒動であり、代官役所のみならず、勘定奉行や関東取締出役に出訴する大騒動に発展していった。文政七年より翌八年にかけては、この騒動がもつともはげしい展開を示した。文政八年二月、名主内蔵之助は領主への願書のなかで騒動の発端と経緯を次のように説明している。

当村之義村方騒動仕候意趣逸々奉申上候、私親新右衛門儀安永七年戌〇式拾ケ年名主役相勤、其後村中頼ニ付私引請、是迄勤役仕候処、村方小前茂陸数万端相守、何れ茂不実不当之者無之相続罷有、村方暮方五十ケ年以前与者殊之外力附候而、当時困窮人茂無之弊ニ罷成候、然ル処畢竟者此節格別ニ金錢貯等茂ケ成間ニ合候者多分ニ而、諸雑用ニも少も無差支心弊ニ而、十ケ年以前年寄権四郎小前三拾三人惣代ニ而、当村内ニ荷物附送り之通路之道有之、政右衛門勝手ニ草篠等刈取手尽ニ致し、農業道を狭候出入訴出候而、夫々奉御吟味請、扱人立入内済仕候、然ル処其節二者権四郎訴訟人政右衛門相手方ニ御座候得共、今更之仕業馴合出入仕候、其節者同腹ニ而平和之突合ニ而相治リ申候得共、乍併去ル午(文政五年)之五月中権四郎〇私申入候ニ者借金多分出仕、中々立行等難相成、役儀も相勤不申杯与私江申懸、ゆすり同様之事申ニ付、如何之訳哉与相尋候へ者、年々之引負ニ而都合致候へ者金三拾八両借金有之、右金子差出し呉候様申候ニ付、私〇権四郎江借金等差出遣筋無之、無鉢成申分、私逆も親類か、又者縁者ニ茂御座候ハ、格別、他人之族ニ大金差出筋無之、心外之致方ニ而残念ニ奉存候、不和之本元ニ御座候、世間も恥敷相成ニ付歎ニ成、三十八両はづれニ成、右を殘心ニ存、強欲之権四郎夫故村方三十六人惑し、徒党・同心・連判等五六通り取極、且又新規ニ無謂新神

取立、三十六人石之祠江名前切付、中村大明神与ハ乍申名目を付候而已、本意者私を見掠滅亡可為致巧ニ而、申合ニ者六兵衛与申者金百両、清助与申者金百両、権四郎・政右衛門・文左衛門右三人ニ而百両、都合三百両出金仕候ハ、大方名主も可致退転、沓ケ年二百両ツ、三ケ年三百両遺果し候ハ、可滅亡与之連判取之、左茂無之内ハ名主役儀ニ者手入者不成、此事三十六人洩し申間敷旨取極置候、権四郎・政右衛門・文左衛門右三人発頭ニ而村騒動起し徒党之巧ニ御座候、別神を祭り、別組を立、別寄合仕上者往古之切支丹ニ茂似たり、病死之者有之候共、三十六人之外不立合、又者手伝も不為致、拾老人之内ニ葬礼等有之、三十六人ハ不立入、夫ニ付是ニ付寄合致し、隣家ニ而も立入間敷相談仕候、全く右三人取計否申事も不相成、此段 御推察之御勘弁奉申上候、全く強惡無欲之発頭人皆欲之起り候御座候、政右衛門・文左衛門逆茂欲心之発頭難申上候、御推察被 成下置候ハ、村方安康ニ治り、村方永久之助ケニ相成申候、於 御聞濟ニ者広太之御救与難有仕合ニ奉存候。

内蔵之助の言い分によれば、文政五年五月、年寄権四郎から借金を申し込まれたが断つたという。このことが契機となつて権四郎は村内農民三十六人を寄せ集め、名主内蔵之助を陥れる動きを示しはじめた。彼らは結束を固めるため中村大明神という名称の新神を祭り、三十六人だけの別組を作つて別寄合を開催し、数通の連判状を作成した。当時、村内には四七軒の家数があったが、このうちの三十六軒が権四郎側に与し、残る一一軒との交際を絶つた。まさに村内を二分する対立構図ができあがつてしまつたのである。ここからさまざまな内容にわたる争論が展開していった。

一方、相手方権四郎らの言い分は次のようなものであった。

(前略) 三ケ年之間願中入用相掛り、内蔵之助立替候分ハ右御手当金引落候由ニ而、寅卯辰(文政元年)同(三年)三ケ年之間割渡シ不申、小前之もの共疑惑いたし、巳年(文政四年)ニ相成、入用仕訳ケ見せ呉候様度々懸ケ合候得共、投遣ニいたし取敢不申候ニ

付、内蔵之助ヲ相手取り願出度奉存候へ共、御手当金被下候間もなく及出入候儀奉恐入候ニ付、内々寄合等相催し候内、右之通双方永続之基一同御慈慮之程難有御義ニ奉存、後年農業之励ニも可相成与寄合、石之祠江先御支配様御性名ヲ記し建置申度、右之趣政右衛門・文左衛門より権四郎江申聞、尤内蔵之助并小前拾老人之内、善兵衛外拾人者御手当金一条ニ付同腹之もの故、相談相省き、相建候迄ニ御座候得共、新規之儀ニ付容易不成義与心付早速取払候義ニ而、全紛敷祠相建候儀ニ者無御座旨申之(後略)

これによれば、村方騒動の発端は「御下ケ金」の割り渡しをめぐるものであった。名主は一連の減免要求行動で要した諸入用を「御下ケ金」から引き落としたが、その明細を村人に報告しなかつた。このため、権四郎ら三十六人は名主にその説明を求めたが、名主は取りあわなかつた。そこで権四郎らは「御下ケ金」横領の訴訟を起こそうとしたが、「御手当金被下候間もなく及出入候儀奉恐入候ニ付、内々寄合等相催」すようになったという。このなかで、「御下ケ金」を支給してくれた代官中村八太夫を顕彰することになり、「中村大明神」という新神を祀る祠を建立したが、新規の新神取り立ては禁止されているため、すぐに取り払つたという。この際、「内蔵之助并小前拾老人之内、善兵衛外拾人者御手当金一条ニ付同腹之もの故、相談相省」くことになったと述べている。

これに対して、名主側は権四郎らの新神取り立ての言い分について、次のような異議を唱えている。

右新神ハ先御支配様御仁恵ニ預り候ニ付奉尊敬相祭り候杯与申立、実々尊敬ニ候ハ、名主・百姓代并ニ外小前拾老人を相省き突合不致、三十六人ニ限り尊敬可致筋無之、一村一鉢ニ可有之処、此段嚴重之御吟味ニ御座候処、又候右新神之申訳ケ可致巧を以、名主方ニ御下ケ金取込有之杯与申立ニ仕候、右御下ケ金之儀者御用屋敷御利足之内ニ而沓ケ年ニ金拾五両宛御下ケ金被成下、尤寅年〆拾ケ年之内被下切ニ奉頂戴、右御手当ヲ以櫛・櫛可植付旨被仰渡、然ル処御願中諸入用多分相懸り候ニ付、右入用之義村方小前一同

相談之上諸入用立替之分御下ケ金二而初年より入目丈ケ引落具候様
二村役人并小前一同相頼ニ付任其意取計仕候⁹

名主側は権四郎らが「先御支配様」(代官中村八太夫)を顕彰しようとするのであれば、「御下ケ金」は村に支給してくれたのであるから村人一同で行うべきであり、名主ら一人を除いたのは納得できないとしている。裁判での吟味過程で、権四郎らは新神取り立ての言い訳に窮するようになると、今度は名主による「御下ケ金」の横領問題を口にするようになったという。

村内はこのように「御下ケ金」横領一件や「新神」取り立て一件で大きく揺らいだ。このことが領主の吟味に持ち込まれたため、村役人の責任問題にも波及していた。しかし、これらのほか、同時に文政六年の村方鎮守再建に伴う棟札認方一件や隣村の前貝塚村より貰い受けた酒代金使途不明一件も発生していた。いずれも、前述したような名主内蔵之助・百姓代新左衛門ら一人と年寄権四郎ら三六人との対立構図となっていた。前者は「鎮守棟札之義も村中氏子之もの共名前可相記候処、内蔵之助老人之名前ヲ以神前ニ掛置、右様仕来等相破り候¹⁰」というもので、このため権四郎らは鎮守再建費用の支払いを拒否していた。これについて、名主内蔵之助は「村内鎮守神明宮再建之儀、倅亀蔵願主与棟札ニ相記シ候ニ付、普請入用金不足之分勘定不仕候趣申立候得共、是又右亀蔵願主之筋決而無之、世話人ニ御座候¹¹」と述べ、棟札の認方が間違っていたことを認め、権四郎らが再建費用の支払いに応じるよう領主に訴えている。

これらの村方騒動は文政七年一二月、名主内蔵之助らが廻村中の関東取締出役に訴え出たことから本格化した。その内容は二四か条からなる細部にわたるものであり、端的に言えば村落が二つに分かれて対立し、その運営が困難になっていることを届け出たものであった。しかし、この時は確たる証拠をつかめなかったようである。そして翌八年正月、名主・百姓代とともに代官山田茂左衛門役所に訴え出た。その結果、「右一件当 御役所様江被 召出、御吟味中年寄権四郎并小前頭取政右衛門・文左衛門三人之者共入牢被 仰付、且私(名主内蔵之

助)并百姓代新左衛門義右衛門村方寄合新神を祭り候義不訴出段不埒之旨被 仰渡候上兩人共宿預ケ被仰付¹²」とあるように、騒動の首謀者である権四郎・政右衛門・文左衛門が入牢、この騒動を早期に届け出なかったという理由で名主と百姓代が宿預ケの処分を下された。しかし、権四郎らの行動はおさまらなかったようである。

そこで、名主らは代官役所に対し、「徒党頭取年寄権四郎・百姓政右衛門・同文左衛門、右三人御吟味中二月廿一日入牢二相成、三月朔日出牢仕候処、小前寄合、又者新規之新神取立候段相違無之旨申上候ニ付、同日出牢二相成、政右衛門女房とみ義(勘定奉行)曾我豊後守様江欠差越等致し候得共、召出候者共不残宿預ケニ相成罷有候得共、至而強悪之族頭取三人其儘ニ捨置、格別之御咎メ無之上者猶又強悪増長仕、名主申付候義をも不相用、当時江戸郷宿ニ而茂種々悪口歎相募り、御前江も申兼候程之始末難捨置候間、右三人闕所ニ被仰付候ハ、村方安康ニ相治り可申候、当時之姿ニ而ハ安心不仕、嚴重之御吟味ニ而五人組帳御条目相背候段、重き御仕置被仰付、村方相治り候様ニ御取計被成下置、行末村方ニ出入ケ間敷事無之様ニ奉願上候¹³」という願書を提出し、権四郎らの行状が改まらないため闕所という重い処分を求めた。

この騒動は幾度となく代官役所で吟味されたばかりでなく、ついには勘定奉行所にも持ち込まれ、収束不可能な事態に陥っていった。そして、その中心的な争点は「御下ケ金」横領一件と新神取り立てによる村落二分の一件とに収斂していった。ところが、松木の松喰虫喰い荒らしに伴う減免要求行動で要した諸入用の勘定帳が見出され、一転して村方騒動は解決に向かっていた。その経緯は次のように説明されている。

右諸入用勘定帳、其節ハ有之候得共、年来相立紛失いたし、当時見当り不申旨申上候ニ付、一同御吟味詰之上口書印形被仰付候処、組頭権四郎・小前三十老人惣代政右衛門・久米蔵印形難渋仕候ニ付、当(文政八年)五月中(勘定奉行)石川主水正様江御差出し二相成、御吟味中内蔵之助方二而一旦不見当由申立候諸入用遣払

勘定帳古き書物ニ取紛有之旨ニ而差上候ニ付、権四郎其外之もの共見届候義ニ而、(中略)内蔵之助方ニ而立替置候分ハ勘定相立差引相済候段、并遣私之廉々相分り疑惑相暗申分無御座、其外村方鎮守棟札之儀ハ先例之通相改、氏子中と相認候筈、然ル上者内蔵之助取計方疑心相暗候ニ付、御奉行所様御吟味下ケ奉願、此上御支配ニおゐて御吟味奉請度旨申上候ニ付、一同願之通一件御下ケニ相成、尚又御吟味請候得共、右之通帳面見届巨細相分り、権四郎并小前三十言人之者共申分無之、新規祠之義も最早取私、當時跡形無之ニ付、内蔵之助外小前拾人之もの共是又申分無之(後略)このように、諸入用勘定帳が見出され、公開されたことで、騒動は一気に収束していった。その結果、対立関係にあった名主内蔵之助と組頭権四郎らとの和解が成立し、文政八年八月、その双方の代表者によって議定一札が取り交わされた。

対談議定一札之事

一、御下ケ金一条之義者訴答并扱人一同立会、其砌之諸帳面遣私取調之上夫々差引を相立取調相分り、取引相済候上者小前之もの共方ニ而申分無之候

一、名主内蔵之助・組頭権四郎・百姓代新左衛門、右三人帰村之上一同退役可仕、尤名主跡役見立候迄者隣村上山新田名主忠七方ニ而兼帯名主相勤、組頭・百姓代之儀者小前一同相談之上見立候筈

一、村方鎮守再建之儀ニ付心得違有之、且棟札之儀氏子中と可認事

一、石宮之義者夫々相分り申分無之候

一、隣村前貝塚村と貫請候酒之儀茂夫々相分り申分無之候

一、御奉行所様御下ケ願之儀者帳面取調勘定仕候処不正之廉無之、疑惑相暗候ニ付、何れニも御下ケニ相成候様認メ候筈

右之通対談内議定仕候処相違無御座候、依之一札為取替置申処如件ここには村方騒動で明らかとなった諸問題の全体についての合意事項が記されている。このなかで、村方三役はすべて退役となり、当面

隣村の上山新田の名主忠七が藤原新田の名主も兼帯し、組頭と百姓代は村民一同で協議し決定することになった。そして同年一〇月二六日、騒動の主体となった村民代表は、「一件御吟味下ケをも相願候ニ付、御有免を以一同急度御叱被置候間、今般不罷出者共江も可申達候旨被仰渡」ことに對して、代官山田茂左衛門役所に請書を提出した。こうして村方騒動は終結したのである。しかし、名主残任期間中の翌九年正月二〇日、内蔵之助は権四郎らの「五人悪口書」を柏井・上山新田・鎌ヶ谷の各村御扱人に提出しており、すぐには騒動当事者双方のわだかまりが消えなかったことがわかる。この年一〇月には上山新田名主忠七が藤原新田の名主を兼帯し、新体制のもとで村落の復興を果たすことになったのである。

(三)「御下ケ金」の支給と村落復興

文化末年から天保期にかけての藤原新田の年貢納入量を見る限り、大きな変化はなく、生業は順調に進捗したようにみえる。しかし、この間にも領主の農村保護育成策は実施されていた。文化二年(一八一五)以降、「貯穀廿分一御下穀」が実施された。また文政三年(一八二〇)には「当辰春中より度々大雨ニ而麦作損毛仕、麦刈取最中雨降続、刈入積置候分も其儘蒔腐ニ相成、尚又土用後より数度之降雨ニ而麦作ニ不限、都而麦作立毛之分不熟致し、当日夫食ニも差支、一同困窮仕、麦蒔付時節相成候而も種麦差支候ニ付、拝借被仰付度旨相願候ニ付、再応御吟味之上御同被成下候処、願之通拝借被仰付」とあるように、代官山田茂左衛門役所から麦種代の拝借を許されている。このため、「返納之義者三割利金差加へ、来ル已より西迄五ヶ年賦書面割合之通上納可仕旨御下知」とあって、拝借金八両と永二二五文に、三割の利息金二両一分と永二二七五文を加えた、合計金一〇両二分と永一九二五文分を、翌四年から毎年永二貫一三八文五分ずつ返納することになった。この時、麦種代を拝借したのは畑を所持した三人で、二人が永三七五文であるほかはいずれも永二五〇文を拝借した。また同五年には山田茂左衛門役所に「相続拝借金」の拝借を願ひ、同年一〇月に

は永二貫五〇〇文を受け取り、翌六年から五年間、毎年永五〇〇文を返済していった。このような不安定な生業環境のなかで、村方騒動を引き起こすことになったのである。

この期の藤原新田の生業実態を知れるものに、村役人が文政一〇年八月に関東取締出役に提出した「農間商渡世之もの名前調査」がある。この調査は社会に蔓延する奢侈を統制する一環として風俗・刀剣などに関する農間渡世を調査するのが目的であったため、藤原新田では「居酒屋渡世」二人、「煮売渡世」一人、「髪結渡世」一人を書き上げているのみである。しかし、ここには村内の家数四八軒のうち三一軒が「農業一派渡世」、一七軒が「農間商渡世」と記されている。村内の三分の一の農民が何らかの諸稼ぎに従事していたわけで、兼業農家の経営形態によって生計を維持している者が多かったことがわかる。同七年二月の「諸商人書上帳」には、米穀・酒・醤油・炭・薪・質屋商売の新左衛門（持高六〇石余）、米穀・酒・醤油商売の清助（持高一石余）、炭・薪商売の政右衛門（持高八四石余）、薪商売の武左衛門（持高一石余）、文左衛門（持高一〇石余）が書き上げられ、薪・炭といった山荷物の生産に従事する者が目立っている。このため、文政一〇年の調査で、「農間商渡世」を行っていた一七軒は林産物の生産に従事する者を多く含んでいたと推定される。

さて、「御下ケ金」支給後の村落復興の模様を俯瞰するのはむずかしいが、貨幣経済の進展とともに農民層分解を伴いながら進捗したようである。特に、村内の大高持層に土地が集積されていく状況が顕著に認められる。内蔵之助（のち栄之助）家は名主を勤める村内有数の富裕農民だが、文化元年には金融・米穀商売のほか、野菜や山荷物を江戸本所・浅草や行徳・近隣の町場などに出荷していた。このうち、山荷物は薪・松葉・竹・萱木・鹿菜などを出荷し、なかでも松葉の比重が高かった。ところが、松喰虫の被害に見舞われた文化一四年には松薪・「西川」・榎木・鹿菜などの山荷物生産となり、その取引量もきわめて落ち込んだようである。「御下ケ金」支給後の文政一三年には「松皮なし」・「西川」・「松戈」・松薪などを販売しているが、その出荷

量は増えていないようにみえる。たとえば、この年浅草の武蔵屋には一七二四束を売って約二二両を得、本所の勝鹿屋には五四束を売却しているだけであった。このように、林産物の中心はなお松木であった。

この時期、内蔵之助家は下男・下女を抱えたほか、日雇い人を数人雇い、農産物や山荷物の生産に携わらせていた。このなかには木挽仙蔵の名もみえる。現存する日雇日記で注目されるのは、文化年間まで確認できない植林が文政期から見えはじめる。文政一〇年四月一五日の記事には「松植」とあり、翌一年三月一日には「松苗掘」、同三月二五日には「松植」とあり、この時期松の植林を恒例化していた。このような地道な植林により、文久二年（一八六二）の栄之助家の諸品売上げは、「手産諸品売捌帳」によれば「米并雜木・真木・鹿菜・炭・其外売物分」として金三三八兩二分三朱と錢一四二文を売上げていた。栄之助家はこの段階では手広く「真木買入」を展開し、単に生産物を売却するだけでなく、薪の仲買により利益を得ていたのである。

おわりに

以上のように、藤原新田は下総台地の開発によってできあがった新田村落であったため、地味が悪く、必ずしも農産物の生産に適した土地ではなかった。ひとたび自然災害が発生すると、耕作不可能な荒地が増大し、年貢の納入にも影響を与えたのである。高請けされた土地では年貢の納入が義務づけられたため、農民たちは下畑に植林し、その木から薪や炭などの山荷物を生産し、年貢の引き当てとしていた。自然はこの地域の人々にそのような生業を余儀なくさせたのである。これには当村が大消費都市江戸及び行徳塩業地といった市場に隣接していたことがそれを可能とさせていた。しかし、このなかで荒地の増大は離村者を生み出し、村内人口を減少させた。このため、領主は農村のインフラ整備の一環として各種の復興対策を打ち出すとともに、年貢減免や人口増殖のための資金投与を実施した。これによって、村落はしだいに復興していくかにみえたが、またしても自然災害に見舞

われたのである。

文化期末の松喰虫の発生は、薪や炭を生産して生活を維持し、年貢の引き当てとしてきた藤原新田の農民たちにとっては大打撃であった。自然が人の営みを制約したのである。このなかで、繰り広げられた年貢減免要求は、幕府方針により貫徹できず、代わりに「御下ケ金」の支給によって村落を復興させることになった。この支給は下畑に植えられた松が松喰虫の発生により枯れたため、槽や柵を植林して村落の再生を果たすためのものであった。これは自然の脅威への対応として、人の側の社会関係を通じて導き出されたものであると同時に、人の側が自然に樹種の変更という働きかけを行い、生活を維持させることを意味した。しかし、人の側は「御下ケ金」の使途などをめぐって村方騒動を引き起こした。人の側は自然の脅威への対応だけでなく、村方騒動という副産物を生み出した。「御下ケ金」の支給によって村落復興の道筋はつけられたが、村方騒動の発生によりその融和のための多大な労力と経費を費やすことになったのである。

自然は人の営みのうえで資源を供給するという欠かせない存在だが、その資源を利用するにあたって人の側は諸々の社会関係を築いていたことは周知の通りである。これと同様に、自然の脅威への対応もまた人の側の社会関係を映し出すことになった。本稿で取り上げた松喰虫一件も、領主と村落、村落内の農民と農民との諸関係を浮き彫りにしており、単に松喰虫への対応に追われただけではなかった。このように、自然が人の営みに大きな影響を与え、一方で人が自然に働きかけを行って生活の維持をはかり、さらに自然が人の営みを制約するという相互作用が歴史のなかには常にあったのである。

〔注〕

- (1) 藤原新田の松喰虫喰い荒らし一件を年貢との関連で論じたものに鎌木行廣「幕領葛飾郡藤原新田の年貢―松喰虫喰い荒らし一件と関連して―」(『千葉県の歴史』第一四号、一九七七年)、また村入用を論じたものに菅野貞男「近世後期の村入用について」(『千葉県の歴史』第一三

号、一九七六年)がある。さらに村方騒動については、野中政博「藤原新田における村方騒動の基礎的研究」(『船橋市史研究』第八号、一九九三年)、村井早苗「村方騒動と寺社」(藤木久志等編著『莊園と村を歩く』、一九九七年)がある。

- (2) 大谷貞夫「寛文延宝期における下利根川流域の開発と治水」(『成田市史研究』第一号)、小倉博「新利根川開鑿と新田開発」(『成田山教育文化福祉財団研究紀要』第一号)などがある。

- (3) 船橋市西図書館蔵。

- (4) 『船橋市史』史料編(四・下)、一九一―一三頁。

- (5) 『船橋市史』史料編一、二八九―九四頁。

- (6) 船橋市藤原町・安川厚家文書、目録番号年貢二五一号。以下、安川家文書については『船橋市安川家史料目録』中の分類項目と目録番号のみを記す。

- (7) 年貢二五一号。

- (8) 注(4)に同じ。

- (9) 『農業全書』(岩波文庫)二九一頁。

- (10) 『市川市史』第六卷上、四八〇頁。

- (11) 年貢一九三三。

- (12) 年貢一九四四。

- (13) 年貢一八九九。

- (14) 柏村哲博「寛政改革と代官行政」(国書刊行会、一九八五年)一三九―四三頁。

- (15) 年貢二四七号。

- (16) 年貢二四四号。

- (17) 『地方凡例録』上巻、一〇二頁。

- (18) 年貢二四七号。

- (19) 年貢二四二号。

- (20) 年貢二四八号。

- (21) 年貢二五〇号。

- (22) 注(21)に同じ。

- (23) 注(21)に同じ。

- (24) 村方出入三九号。

- (25) 年貢二五一号。

- (26) 注(25)に同じ。
 (27) 年貢二五四号。
 (28) 年貢二五三号。
 (29) 『御触書天保集成』下、一四八頁。
 (30) 『牧民金鑑』上巻、四四〇―一頁。
 (31) 注(27)に同じ。
 (32) 注(28)に同じ。
 (33) 注(28)に同じ。
 (34) 村政二三号。
 (35) 注(34)に同じ。
 (36) 産業九号。
 (37) 拙稿「伊奈忠尊失脚後の関東郡代制」(『日本歴史』第五二号、一九九一年)。
 (38) 年貢二八三号。
 (39) 村方出入五一号。
 (40) 注(39)に同じ。
 (41) 村方出入四一号。
 (42) 注(41)に同じ。
 (43) 注(41)に同じ。
 (44) 村方出入四九号。
 (45) 注(39)に同じ。
 (46) 注(44)に同じ。
 (47) 村方出入六二号。
 (48) 注(44)に同じ。
 (49) 注(41)に同じ。
 (50) 年貢二八四号。
 (51) 村方出入六〇号。
 (52) 村方出入二一二号。
 (53) 村方出入三九号。
 (54) 村方出入六一号。
 (55) 注(44)に同じ。
 (56) 村方出入五二号。
 (57) 支配五二号。

- (58) 村方出入六四号。
 (59) 年貢二二六号。
 (60) 村政三三号。
 (61) 年貢二五七号。
 (62) 『船橋市史』史料編十、三二六―七頁。
 (63) 『船橋市史』史料編十、三二四―五頁。
 (64) 経営二三号。
 (65) 産業七号。
 (66) 産業二二号。
 (67) 経営九八号。
 (68) 経営一〇四号。
 (69) 産業七二号。

〔追記〕 本稿を作成するにあたり、史料の閲覧に便宜をはかっていたいただいた船橋市史編さん室の綿貫啓一氏に謝意を表します。